

## 埼玉県東松山農林振興センター技術審査会設置要綱

### (目 的)

第1 埼玉県東松山農林振興センターが発注する工事等に総合評価落札方式を適用するに当たり、その審査の公正を期するため技術審査会を設置する。

### (所掌事務)

第2 技術審査会は、総合評価落札方式の適用に当たり、次に掲げる事項を審査し決定する。

- (1) 埼玉県総合評価小委員会に諮る落札者決定基準（総合評価のタイプ、選択評価項目の選定等）
- (2) 落札者（落札候補者）の決定
- (3) その他技術審査会の目的を達成するために必要な事項

### (構 成)

第3 技術審査会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 農村整備部長
- (2) 副会長 県営事業担当部長
- (3) 委 員 整備支援・管理担当部長  
ため池対策担当部長  
工事管理・事業調整担当部長  
県営事業担当課長（工事等を所掌する担当課長）

2 会長は、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

### (運 営)

第4 会長は、技術審査会を招集し、会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

3 技術審査会は、過半数以上の出席がなければ、会議を開催し、議決することができない。

4 会議は非公開とする。

### (事 務 局)

第5 事務局は、農村整備部に置く。

### (そ の 他)

第6 これに定めるもののほか、技術審査会の運営について必要な事項は、技術審査会に諮って会長がこれを定めるものとする。

## 附 則

- 1 この要綱は平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は平成29年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は令和2年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は令和4年4月1日から施行する。
- 5 「埼玉県東松山農林振興センター建設工事等に係る技術審査会設置要綱」は、平成28年3月31日をもって廃止する。

## 起案理由

令和4年4月1日の東松山農林振興センター組織改正に伴い、埼玉県東松山農林振興センター技術審査会設置要綱を下記のとおり改正するものです。

## 記

### 【改正前】

(構成)

第3 技術審査会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 会長 農村整備部長
- (2) 副会長 県営事業担当部長
- (3) 委員 整備支援・管理担当部長  
工事管理・事業調整担当部長  
県営事業担当課長（工事を所掌する担当課長）

### 【改正後】

(構成)

第3 技術審査会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 会長 農村整備部長
- (2) 副会長 県営事業担当部長
- (3) 委員 整備支援・管理担当部長  
ため池対策担当部長  
工事管理・事業調整担当部長  
県営事業担当課長（工事を所掌する担当課長）